

令和3年11月24日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 高柳 貴美代

〃 稗田 美菜子

〃 古濱 薫

〃 藤江 竜三

〃 柏木 洋志

〃 青木 淳子

議案の提出について

議員提出第16号議案

### **国立市議会会議規則の一部を改正する規則案**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

(説明) 請願書の記載事項等について、請願者が署名をした場合、押印を省略できるよう改正するものである。

## 国立市議会会議規則の一部を改正する規則案

国立市議会会議規則（昭和42年3月国立市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第82条第1項中「邦文」を「、邦文」に、「、請願者の住所および氏名（法人の場合にはその名称および代表者の氏名）」を「および請願者の住所」に、「押印しなければならない」を「請願者が署名または記名押印をしなければならない」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、「記名押印しなければならない」を「記名押印をしなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称および所在地を記載し、代表者が署名または記名押印をしなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。